

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日は9月11日(日)

9月11日(日)は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。国民全体の利益を代表し、国民の総意を反映すべき使命を負っている議員を選ぶ大切な選挙です。

投票は町内31か所の投票所で午前7時から午後7時まで行いますので、棄権のないように投票しましょう。また、9月10日まで期日前投票も受け付けています。

詳しくは、町選挙管理委員会(☎53-1111内線2271)へお問い合わせください。

○投票所一覧表

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	盈進小学校体育館	第17投票区	二渡清流館
第2投票区	虎居地区公民館	第18投票区	白男川小学校体育館
第3投票区	平川営農研修センター	第19投票区	泊野区林業集会所
第4投票区	大薄公民館	第20投票区	鶴田地区コミュニティセンター
第5投票区	柗野区公民館	第21投票区	大平公民館
第6投票区	湯田いきいき研修館	第22投票区	鶴田保健センター
第7投票区	船木地区農業構造改善センター	第23投票区	大俣公民館
第8投票区	時吉ほたる館	第24投票区	柏原小学校体育館
第9投票区	佐志地区公民館	第25投票区	紫尾小学校体育館
第10投票区	仮屋原公民館	第26投票区	永野公民館
第11投票区	青芝野集会所	第27投票区	金山公民館
第12投票区	山崎地区公民館	第28投票区	求名公民館
第13投票区	荒瀬公民館	第29投票区	下狩宿公民館
第14投票区	久富木区公民館	第30投票区	薩摩農村環境改善センター
第15投票区	北原公民館	第31投票区	中津川公民館
第16投票区	須杭公民館		

※泊野、神子、柏原地区につきましては、投票所が前回の選挙と異なりますのでご注意ください。

平成17年10月から

介護保険施設利用時の「居住費」と「食費」が自己負担

今まで、介護保険施設に入所している人の「居住費」と「食費」は介護保険から給付されていましたが、今回の介護保険法の改正により、平成17年10月からは、在宅の人と同様に自己負担をお願いすることになります。

◆対象となる施設及びサービス
 ○介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設における「居住費」と「食費」

◆所得の低い方の施設利用が困難にならないように、所得の段階に応じて利用者が負担する限度額が決められています。限度額を超えた分は介護保険から給付されます。負担軽減を受けるためには、町に申請が必要です。

◆利用者には負担して頂く費用
 ○居住費
 施設の利用代+電気・ガス水道などの光熱水費に相当する費用

○食費
 食材料費+調理コストに相当する費用

○短期入所生活・療養介護(ショートステイ)における「居住費」と「食費」

◆栄養管理に要する費用は従来どおり介護保険から支払われます。

○お問い合わせ先
 ・現在利用されている
 介護保険施設

・介護保険対策室介護保険係
 ☎53-1111内線2136

